

令和元年 9 月
大竹市議会定例会（第 3 回）議事日程

令和元年 9 月 27 日 10 時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2	選 第 5 号	選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	選 挙
第 3	議案第 4 3 号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の一部改正について	(原案可決)
第 4	議案第 4 4 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	(原案可決)
第 5	議案第 4 6 号	大竹市手数料条例の一部改正について	(原案可決)
第 6	議案第 5 2 号	令和元年度大竹市一般会計補正予算（第 2 号）	(原案可決)
第 7	議案第 5 5 号	工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（建築主体工事））	(原案可決)
第 8	議案第 5 6 号	工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（電気設備工事））	(原案可決)
第 9	議案第 5 7 号	工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（機械設備工事））	(原案可決)
第 1 0	認 第 4 号	平成 30 年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について	(認 定)
第 1 1	議案第 4 1 号	大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	(原案可決)
第 1 2	議案第 4 2 号	大竹市印鑑条例の一部改正について	(原案可決)
第 1 3	議案第 4 5 号	大竹市税条例等の一部改正について	(原案可決)
第 1 4	議案第 4 7 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	(原案可決)
第 1 5	議案第 4 8 号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について	(原案可決)
第 1 6	議案第 4 9 号	大竹市水道条例の一部改正について	(原案可決)
第 1 7	議案第 5 0 号	平成 30 年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	(原案可決及び認定)
第 1 8	議案第 5 1 号	平成 30 年度大竹市公共下水道事業会計剰余金	(原案可決及び認定)

総務文教

生活環境

		の処分及び決算の認定について	
第19	議案第53号	令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算 (第2号)	(原案可決)
第20	令和元年請願第2号	少人数学級の推進などの定数改善、義務教育 費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採 択についての請願	総務文教 (採 択)
第21	認 第 5号	平成30年度大竹市一般会計決算	決算特別委 設置・付託 (一 括)
第22	認 第 6号	平成30年度大竹市国民健康保険特別会計決算	
第23	認 第 7号	平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計決算	
第24	認 第 8号	平成30年度大竹市農業集落排水特別会計決算	
第25	認 第 9号	平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計 決算	
第26	認 第10号	平成30年度大竹市土地造成特別会計決算	
第27	認 第11号	平成30年度大竹市介護保険特別会計決算	
第28	認 第12号	平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計決 算	
第29	報告第 5号	平成30年度決算における健全化判断比率及び 資金不足比率の報告について	報 告
第30	令和元年決議案第2号	基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議 について	即 決
第31	令和元年決議案第3号	議会改革特別委員会の設置に関する決議につ いて	即 決
第32	令和元年陳情第1号	大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソ ーラーパネル）発電所建設計画反対に関する 陳情	総務文教付託
第33		常任委員会の閉会中の継続審査について	
第34		議会運営委員会の閉会中の継続審査について	

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 選第5号（選挙）
- 日程第 3 議案第43号から日程第9 議案第57号（報告・表決）
- 日程第10 認第4号から日程第19 議案第53号（報告・表決）
- 日程第20 令和元年請願第2号（報告・表決）
- 追加日程第 1 意見書案第2号（説明・討論・表決）
- 日程第21 認第5号から日程第28 認第12号（説明・付託）
- 日程第29 報告第5号（報告）
- 日程第30 令和元年決議案第2号（説明・表決）
- 追加日程第 2 基地周辺対策特別委員会委員の選任について

- 日程第3 1 令和元年決議案第3号(説明・表決)
- 追加日程第 3 議会改革特別委員会委員の選任について
- 日程第3 2 令和元年陳情第1号(付託)
- 日程第3 3 常任委員会の閉会中の継続審査について(表決)
- 日程第3 4 議会運営委員会の閉会中の継続審査について(表決)

○出席議員(16人)

1番	細川雅子	2番	藤川和弘
3番	原田孝徳	4番	小中真樹雄
5番	中川智之	6番	小田上尚典
7番	賀屋幸治	8番	北地範久
9番	西村一啓	10番	和田芳弘
11番	網谷芳孝	12番	児玉朋也
13番	山崎年一	14番	日域究
15番	寺岡公章	16番	山本孝三

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎
副	市長	太田勲男
教	育	小西啓二
総	務	吉岡和範
市	民	三原尚美
健	康	豊原学
建	設	山本茂広
上	下	高津浩二
消	防	橋村哲也
総	務	中村一誠
企	画	三上健
監	理	中曾一夫
土	木	古賀正則
会	計	野島等
総	務	真鍋和聰
監	査	薬師寺基夫
監	査	敷田博之

○出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	中	宏	幸
議	事	係	長			加	藤	豪	

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、選第5号、議案審査報告について、請願審査報告について、決議案第2号、決議案第3号、陳情第1号、広報広聴特別委員会委員選任決定書を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 配付漏れなしと認めます。

これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において8番、北地範久議員、9番、西村一啓議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 選第5号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（細川雅子） 日程第2、選第5号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

大竹市選挙管理委員会委員には、沖本允氏、三上博士氏、松崎光信氏、畠中和樹氏を、同補充員には、薬師堂峰明氏、池上宏氏、山本八州宏氏、市川洋氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、沖本允氏、三上博士氏、松崎光信氏、畠中和樹氏を大竹市選挙管理委員会委員に、薬師堂峰明氏、池上宏氏、山本八州宏氏、市川洋氏を同補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました沖本允氏、三上博士氏、松崎光信氏、畠中和樹氏が
大竹市選挙管理委員会委員に、薬師堂峰明氏、池上宏氏、山本八州宏氏、市川洋氏が同補
充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第9〔一括上程〕

議案第43号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法  
律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の一部改正について

議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改  
正について

議案第46号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第52号 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第2号）

議案第55号 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（建築主体工事））

議案第56号 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（電気設備工事））

議案第57号 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（機械設備工事））

○議長（細川雅子） 日程第3、議案第43号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適  
正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の一部改正  
についてから、日程第9、議案第57号工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工  
事（機械設備工事））に至る7件を一括議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、西村 一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和元年9月17日、第3回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記  
のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                                               | 審査の結果 |
|--------|------------------------------------------------------------------|-------|
| 議案第43号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第44号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について                            | 原案可決  |

|        |                                  |      |
|--------|----------------------------------|------|
| 議案第46号 | 大竹市手数料条例の一部改正について                | 原案可決 |
| 議案第52号 | 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第2号）            | 原案可決 |
| 議案第55号 | 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（建築主体工事）） | 原案可決 |
| 議案第56号 | 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（電気設備工事）） | 原案可決 |
| 議案第57号 | 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（機械設備工事）） | 原案可決 |

令和元年9月19日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは9月17日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案7件につきまして、19日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第46号大竹市手数料条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第43号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の一部改正についてでございますが、本件では「欠格事項の削除により公務員試験を受けることができるが、現状の採用方法を変更する予定があるのか伺う」との質疑に対しまして、「採用試験の方法は現状と変更はなく、個人ごとに公務遂行能力を判断し、採用していく」との答弁がございました。

他に質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第44号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第52号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第2号）でございますが、本件では「ふるさと納税の寄附がかなり順調に集まっていることがわかるが、その理由と直近で把握している総額、今年度の見込み総額を伺う」との質疑に対しまして、「平成29年度から平成30年度の総額は、ほぼ横ばいだが、現状は、昨年8月末と比べ約2倍の額となっており、総額は約3億円を見込んでいる。これまで返礼品の開発やサイト数をふやし

てきたことのほか、本市では過去から総務省のルールを順守しており、金額や品目に変更がなかったことによるものと考えている」との答弁がございました。

次に「大竹駅周辺整備事業に特化したクラウドファンディング型のふるさと納税を募るとのことだが、どのような周知をしていくのか伺う」との質疑に対しまして、「課題の共有という観点から大竹市民の方へのPRのほか、市内事業所などにチラシを配るなど、さまざまな周知方法を検討している」との答弁がございました。

次に、「子ども・子育て支援臨時交付金が1,397万2,000円減額されているが、その理由を伺う」との質疑に対しまして、「幼児教育・保育の無償化による地方負担分が、今年度については国の負担になるということで、当初予算の段階では、全額を子ども・子育て支援臨時交付金に計上していたが、私立保育所等に係る負担分については、施設型給付費となり、また、副食費が実費徴収となるなど、無償化による財源補填の詳細が判明したことにより、予算の組み替えを行うため、子ども・子育て支援臨時交付金を減額するものである」との答弁がございました。

次に、「ボートレース事業収入は、平成29年度決算が約5,300万円、平成30年度決算が約6,100万円となっていたが、今年度は約1,000万円を減額する理由を伺う」との質疑に対しまして、「ボートレース事業の未処分利益剰余金は、平成29年度と比べて増額している。そこから、今後に備えて、建設改良積立金への積み立て等をした残りの部分が大竹市・廿日市市の配分金となっている。配分金の総額自体は、昨年より少し減少しているが、安定して配分されている」との答弁がございました。

次に、「副食費の保護者負担金が免除となる人数の割合と、対象外の子供についても市の独自財源で無償にする考えはないのか伺う」との質疑に対しまして、「現在、399名の約2割に当たる80名が免除対象となる。全ての子供の副食費を無償化するには財源が必要となるので、慎重に検討していきたい。ただし、土曜日の副食費については、保育所の利用者が少ないことから市で負担することとし、保護者負担は、国の基準月額4,500円より低い、月額4,000円に設定している」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第55号工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（建築主体工事））、議案第56号工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（電気設備工事））及び議案第57号工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（機械設備工事））の3件につきましては、一括して審査をしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、「豪雨災害などさまざまな要因によって、人材、資材不足などの状況がある中、この工事の計画が遅延することはないのか伺う」との質疑に対しまして、「資材や人材等が不足する社会情勢にあり、工事に影響する可能性が極めて高い。工期内に完了させる必要があるので、新会館の完成前に既存の旧館及び新館の解体に着手せざるを得ない場合もある」との答弁がございました。

次に、「高額な工事請負契約であるが、前払い金は通常の上限金額のままなのか伺う」との質疑に対しまして、「業者の前払い金を特別にふやす予定はなく、契約金額の40%以内で6,000万円を限度としている」との答弁がございました。

次に、「建築主体工事が落札率99.9%と、ほぼ100%に近いが、このような結果になった理由を伺う」との質疑に対し、「予定価格を事前に公表しており、応札者はそれを見て入札しているためこのような結果になったのではないかと思われる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案7件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

14番、日域究議員。

〔14番 日域 究議員 登壇〕

○14番（日域 究） 私は、議案第52号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第2号）が、大竹駅周辺整備事業に関連してふるさと納税の推進に触れていたことを評価し、賛成の討論をさせていただきます。

大竹市は、いまだ財政的には相当に厳しい状況にあります。そのためまちづくりの面においては、近隣市町におくれをとっていることは否めない現実です。

JRのバリアフリー化においても広島・岩国間で残っているのは大竹市内だけ。その大竹駅がよいよ建てかえとなりますが、問題は資金です。総事業費が約90億円だった岩国駅の例でいえば、合併特例債などの使用で岩国市の自主的な負担はわずか9億円だと岩国市長は御満悦です。

合併特例債の何が一体有利かといえば、この借金の場合、毎年の返済額の7割が地方交付税として国から給付され、実質的には3割の負担で済むことです。しかし、大竹市はこのような手は使いません。じゃあ、どうするというところでございます。

大竹市に残された手法は、ふるさと納税しかありません。ただ、ふるさと納税で頑張るといっても、アマゾンの商品券などを返礼品に使うなど、えげつなく寄附を集めたことには感心しません。ここでは、市民を中心にふるさと納税を募ることに強く賛成いたします。

大竹市民が廿日市市に寄附をしたら、当然廿日市市にはお金が入ります。では、税金を払ってもらえなかった大竹市が、その寄附額だけ損するのか。そんなことはありません。減収分は、次の年に地方交付税で穴埋めされます。意外にも大竹市の減収分は、わずかな

んです。

では、大竹市民が大竹市にふるさと納税をすれば、どうでしょう。

この場合も基本的には同じです。ことし、大竹市民が大竹市に10万円寄附したとすれば、大竹市の寄附金が10万円入ります。市民には返礼品を出しませんし、クレジット会社やふるさと納税サイトを使わない市民向けの合理的な方法を考案すれば、全額が市の収入になります。

さて、次の年です。寄附した市民は、所得税及び市・県民税の納税額が9万8,000円ほど減額され、実質2,000円の負担で済みます。

では、この減額するための9万8,000円は、全て大竹市が負担するのでしょうか。

もちろん、そうではありません。市も負担しますが、県も国も負担します。市が負担する分については、減少分の75%を地方交付税で国が補ってくれます。つまり、前の年に10万円寄附を受けた大竹市が次の年に負担する金額は、せいぜい1万5,000円ぐらいかなと私は思っています。

要するに、寄附した市民の負担は2,000円でも、市の実入りは実質8万5,000円。こんな有利なことはありませんよね。

寄附といえば、お隣の和木駅をつくる時も確か住民から寄附を募りましたが、あの場合は寄附額と町の収入額は同額です。それでは、なかなか大きな金額になりません。

しかし、ふるさと納税のレバレッジを効かせれば、有利な資金づくりが可能です。ぜひ、この方法を推進してほしいと思います。

ただ、ふるさと納税は、個人で上限額が異なります。市民税務課で簡単に自分の上限額を教えてもらえるような仕組みをつくるのが大切です。

先に言いましたが、市民から寄附を集める場合には、クレジット会社やふるさと納税を商売にして多額の手数料をとる業者を使わないこともポイントです。ふるさと納税専用の銀行口座を各行につくって、ローコストで合理的に事務処理ができるよう工夫することは何よりも大切です。そうすれば、市民の2,000円が無駄なく大きく生かされることになります。

昨日配られた税務概要に基づいて私が行った概算では、市民からだけで年間2億円余りが可能です。これは、返礼品なし、返礼品負担なし、支払い手数料なしの真水の金額ですから、ばかにできません。しかも、毎年でも可能です。

財政の厳しい大竹市です。市長や我々議員は寄附できませんが、大竹市のために協力していただける市民の方を募ることは簡単です。税金を多く納めているあなたの力で、市政を元気に。そして、新しい大竹駅をつくろう。そういうことで、それを強く提案して賛成討論いたします。

○議長（細川雅子） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件を一括採決いたします。

本7件に関する委員長の報告は、原案可決であります。本件は委員長の報告とおりに決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本7件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第19〔一括上程〕

認 第 4号 平成30年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第41号 大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議案第42号 大竹市印鑑条例の一部改正について

議案第45号 大竹市税条例等の一部改正について

議案第47号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第48号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

議案第49号 大竹市水道条例の一部改正について

議案第50号 平成30年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第51号 平成30年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第53号 令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（細川雅子） 日程第10、認第4号平成30年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてから、日程第19、議案第53号令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）に至る10件を一括議題といたします。

本10件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、北地範久議員。8番。

生活環境委員会議案審査報告書

令和元年9月17日、第3回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件 名 | 審査の結果 |
|--------|--|---------|
| 認 第 4号 | 平成30年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について | 認 定 |
| 議案第41号 | 大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について | 原 案 可 決 |

| | | |
|--------|---|--------------|
| 議案第42号 | 大竹市印鑑条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第45号 | 大竹市税条例等の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第47号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第48号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第49号 | 大竹市水道条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第50号 | 平成30年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 原案可決
及び認定 |
| 認定第51号 | 平成30年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 原案可決
及び認定 |
| 認定第53号 | 令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 |

令和元年9月20日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

生活環境委員長 北地 範久

〔生活環境委員長 北地範久議員 登壇〕

○生活環境委員長（北地範久） それでは、9月17日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました議案10件につきましては、9月20日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査過程の概要並びに結果について審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第50号平成30年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第51号平成30年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び認第4号平成30年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についての3件でございますが、一括して審査をしておりますので、一括して御報告申し上げます。

本3件では、「水道事業会計決算における船舶用の有収水量について、平成30年度は平成29年度と比較して約20%減少している。一方で、市政のあらましに記載の大竹港の係船料の収入は、平成30年度は平成29年度と比較して約7.8%増加している。船舶の寄港は増加しているのに、船舶への給水が減少した原因について何う」との質疑に対しまして、「船舶代理店の1社が手配する外航石炭船の大竹港への入港が減少しており、平成30年度に給水の実績がなかった。外航の船は一度に大量の給水を行うため、その影響によるもの

が原因と考えている」との答弁がございました。

次に、「新町雨水排水ポンプ場の建設に向けた用地買収の状況と、排水先となる小瀬川の関係機関との協議の進捗状況、今後の見通しについて伺う」との質疑に対しまして、「新町雨水排水ポンプ場の計画用地の一部を先行して買収する予定であったが、関係者間の協議が引き続き必要であるため買収には至っていない。また、小瀬川の管理者である国土交通省太田川河川事務所小瀬川出張所とは、基本的な条件等の協議を継続しており、排水口の位置など検討を要する事項がある。新町雨水排水ポンプ場の建設は大きな事業であり、用地の件も含め、諸課題の整理に時間を要する見込みである。引き続き、できることから取り組んでいきたい」との答弁がございました。

次に、「港町ポンプ場の今後の撤去に向けた進捗状況について伺う」との質疑に対しまして、「港町ポンプ場の撤去に当たっては、流入している水の流れを変えるために岩国・大竹道路に伴う新たな排水管路の敷設が必要となる。今後、岩国・大竹道路の建設の進捗にあわせて整備を行っていきたい」との答弁がございました。

次に、「防鹿地区の下水道の整備が平成30年度で完了しているが、接続の状況について伺う。また、普及率の増加に向けて、どのように周知を行っているのか伺う」との質疑に対しまして、「下水道の供用開始後、約45%の家屋で接続がされている。周知については、新たに供用開始が始まった区域の方に、3カ月以内に下水道に接続していただくよう、文書を回覧している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本3件は原案のとおりとすべきものと決しております。

続きまして、議案第49号大竹市水道条例の一部改正についてでございますが、本件では、「指定給水装置工事事業者指定更新手数料について、1件につき1万円とされているが、この根拠について伺う。また、指定給水装置工事事業者の登録件数について伺う」との質疑に対しまして、「日本水道協会のガイドラインにより、手数料の算定の考え方が示されており、これに基づき1万円としている。また、登録事業者数については、令和元年7月末現在、全体で110件である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第41号大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございますが、本件では、「本条例を制定することになった経緯について伺う。また、課税免除の取り消し事由について、第5条第2号では、事業を廃止したとき又は連続して1年以上休止したとき、とされている。本条例の指定区域は離島であり、災害や事故または漁期の関係等でやむなく1年以上事業が休止となる場合も想定される。こうした際の対応への考えを伺う」との質疑に対しまして、「平成31年3月に、離島の振興を促進するための大竹市における産業の振興に関する計画を策定している。経済産業省など関係各省の大臣の認定を受け、本計画に係る区域の指定の告示が6月14日に

あり、阿多田島が租税特別措置の対象になった。

計画に掲げる阿多田島における産業の維持・活性化に向けた具体的な施策として、固定資産税の優遇をするため、本条例を制定するものである。また、課税免除は取り消すことができる規定としているため、災害等の場合には、事情を考慮した対応が可能と考えている」との答弁がございました。

次に、「指定区域である阿多田島の住民への周知方法についての考えを伺う」との質疑に対しまして、「まずは、地元の漁協と、より効果的な方法について相談し、検討した上で周知していきたいと考えている。また、市ホームページにも掲載する予定である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第42号大竹市印鑑条例の一部改正についてでございますが、本件では、「本条例改正により、印鑑登録証明書等の記載事項が変更されることになるが、住民票の記載事項については、市で変更することができないのか伺う」との質疑に対しまして、「印鑑登録証明書の記載事項は、市が条例によって規定しており、変更することができるが、住民票の記載事項については、住民基本台帳法によって規定されており、市で変更することはできない」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第45号大竹市税条例等の一部改正についてでございますが、本件では、「本条例改正は、地方税法の改正に伴うものであるが、軽自動車税種別割の軽課の制度に対して、国から補填されるのか伺う」との質疑に対しまして、「軽自動車税種別割では、新規検査から13年を経過した車両について、税率が高くなる重課の制度もあることから、軽課される車両の税収に対して、国から補填がされることはない」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第48号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「改正以前から市民税非課税世帯等で、保育料が低い階層に該当していた世帯については、保育料の無償化が実施されても大きなメリットがない。そうした状況の中、本改正で新たに規定される副食費の実費負担が生じることを回避するために、低所得世帯等への免除規定を設けようとするものなのか伺う」との質疑に対しまして、「従来は、合計所得金額125万円以下で寡婦の方は、市民税が非課税であったが、今後、市税条例が改正されたら、新たに単身児童扶養者も追加され、合計所得金額も135万円以下の方に変更される。このことにより、保育料

等の負担が軽減される方がふえることも想定される」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第47号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「本条例では、災害援護資金の貸し付けと、貸し付けを受ける際の保証人についても規定されているが、その内容について伺う」との質疑に対しまして、「災害援護資金については、従来から保証人を立てることについて規定している。利率は、条例では保証人を立てる場合は、無利子で、保証人を立てない場合は年3パーセント以内で市長が別に定める率としているが、実際には施行規則によって年1パーセントと規定している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第53号令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案10件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本10件を採決いたします。

本10件に対する委員長の報告は、認第4号は認定、議案第41号から議案第49号及び議案第53号の7件は、原案可決、議案第50号及び議案第51号の2件は原案可決及び認定であります。

本10件は、委員長報告とおりに決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本10件は委員長報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 令和元年請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択についての請願

○議長（細川雅子） 日程第20、令和元年請願第2号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択についての請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。9番。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号           | 件 名                                              | 審査の結果 | 付託年月日    |
|---------------|--------------------------------------------------|-------|----------|
| 令和元年<br>請願第2号 | 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択についての請願 | 採 択   | 元. 9. 17 |

令和元年9月19日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは、9月17日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました請願1件につきましては、9月19日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

令和元年請願第2号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択についての請願でございます。

本件は、連合広島大竹・廿日市地域協議会議長、小玉健次郎氏及び広島県教職員組合大竹廿日市支区支区委員長、川尻和浩氏から提出された請願で、その趣旨といたしましては、「日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人一人の子供に丁寧な対応を行うために30人以下学級とすること。教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国の負担割合を2分の1に復元すること」というものです。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、「少人数学級では、児童生徒一人一人の状況を把握し、個を生かした指導や支援などきめ細かな対応が可能となる。また、児童の学力向上、いじめ・不登校等の諸課題に対する効果的な取り組みが期待できる。力量ある人材確保が可能であれば、少人数学級の推進についてお願いしたい。義務教育費国庫負担制度2分の1復元については、結果的に教職員の給与費以外の広島県の教育費がふえ、大竹市にとっても児童生徒の安全・学力向上といった教育施策の充実と教育水準の向上が期待できることであれば、お願いしたい」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、質疑はありませんでした。

質疑を終結し、討論に入り、採択の立場で1名の委員から討論がございました。

その内容は、「少人数学級の推進について、国に要望していくため、今回のような請願の審査の機会などを捉えて、有権者の皆さんに実態を知ってもらうように努める必要がある。議会側から関係機関に意見書を送付する取り組みは大事であるため、採択すべき」というものでございました。

討論を終結し、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました請願1件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

ただいま議題となっております令和元年請願第2号に関する委員長の報告は、採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本件は、採択と決しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第2号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

ただいまから、職員をして意見書案を配付させますので、しばらくお待ちください。

〔意見書案配付〕

○議長（細川雅子） ただいま職員をして意見書案を配付させましたが、配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 配付漏れなしと認めます。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 意見書案第2号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担

制度2分の1復元に係る意見書の提出について

○議長（細川雅子） 追加日程第1、意見書案第2号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

9番、西村一啓議員。

〔総務文教委員長 西村一啓 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） 意見書案第2号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出につきましては、意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書（案）

2011年度より、小学校2年生以上を対象とした35人以下学級の拡充については、昨年につき、2019年度も国で予算措置されていません。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

文部科学省が実施した、今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小中高校の望ましい学級規模として、26人から30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは、明らかです。

社会状況等の変化により学校は一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっています。

また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応なども課題となっています。いじめ・不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。

子供たちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

しかし、教育予算についてGDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっています。（2018年9月時点統計）

また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように、教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は、極めて重要です。子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

よって、政府におかれましては、2020年度の予算編成に当たり、次の事項について実施されますよう要望します。

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環

境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

皆様の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

はい、山本議員。

○16番（山本孝三） 委員会の省略をするということではなくて、委員会に付託してください。

特に私は、この本案の中で意見あるんですが、人材という言葉を使ってますね。この人材という言葉自体は、バブルの時期に何でもかんでももうかればいいと、人間を一つの道具として扱うような考え方が広がった時期に人材という言葉は使われだしたんですよ。だから、木材、建材、食材、人材、廃材でしょう。人間を物と同様のよう扱うそういう考え方が教育の場でも当たり前のようにになっている今の感覚を私は問題視すべきだと。せめて、議会や教育の現場で、人材などという言葉は使うべきでないということを以前にも申し上げました。人が人として扱われる、そういうことが教育の基本でしょう。人間を1つの道具や物として扱うのが当たり前のような感覚でね、ろくな教育はできやしませんよ。

しかも、一言つけ加えて言いたいんですが、今回、この提出賛成された方の所属される会派、これ、ほとんどあれでしょ、今の政府機関の与党でしょう。少人数学級というのは、国会で全会一致で決議しとるんですよ。それでも、多数党にいる与党がやらんのですから。そういう与党が有権者の前では、支援すると言う。道理に合わんことをやっておられる。そういうことも反省してもらう必要があると思うんですよ。だから、私は、先の請願についての意見書（案）については、市民の皆さんにこうした教育の実態、どういう政権与党が教育の問題について、口ではいいことを言っとるようだが、実際の行動はどういうことをやっとなるかということの有権者の皆さんに知ってもらおうと、そのことを意見書を出すんなら我々にも責任があるわけですから、有権者の皆さんに広く周知をしてもらって有権者の批判なり意見を仰ぐということは大事やということをお願いしている。

ですから、即決と言わずに、委員会に付託をして、我々の責任ある行動をとるようなことも踏まえた議論をするべきだと思います。

○議長（細川雅子） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時49分 休憩

11時11分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） お待たせいたしました。休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、山本議員から総務文教委員会に付託すべきとの御意見が出されました。

その他に御意見ございませんか。

児玉議員。

○12番（児玉朋也） 私は、委員会に付託の必要はないと思います。委員会では十分協議をいたしましたし、皆さん納得した文章であると考えております。

また、議会運営委員会で9月20日までに、意見書（案）に意見があれば提出するよう
と言っておりますので意見はなかったと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 他に御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 他に意見なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

念のために申し添えます。総務文教委員会に付託することに賛成の方は御起立を、付託することに反対の方は着座のままとなりますので、お間違えのないようお願いいたします。

お諮りいたします。

総務文教委員会に付託することについて賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（細川雅子） 起立少数と認めます。

起立少数でございます。

したがって、総務文教委員会への付託は否決されました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

山本議員。

○16番（山本孝三） 私は、先ほど付託すべきだということで意見を述べた際に申し上げましたが、人材などという言葉は使うべきでない、削除すべき。

それから、幾つかの項目で少人数学級の推進のための財政措置に関することも触れておられるようですが、既に概算要求では、文科省は、事実上、学校の先生にやらすことにしとるもんね。そんなことの実踏まえれば、もう少し具体的に意見書を出すんなら出すように、内容にも明確に触れたことにすべきだと。だから、先の連合のほうから出た意見書にのっかってよ、そういう内容については十分な検討を議会でしないままに、意見があれば個々に申し出なさいと。

議会というのは、所掌の委員会なり本会議の場で議論を尽くして意見を集約するという場ですから、しかも、内容に重要な意味を持つ関係機関に必要な要望するというこの項目ごとに十分な議論をして、市民に議会はこういう取り組みをしたとか、こういう意見の集約をする過程でいろんな意見がありましたということが明らかにされるのが大事なこと

で、また、そのように努めるのが議会の役割ですよ。

重要なその内容にかかわるような問題を個々の議員が申し出なさいという扱いをして済むと思うところに問題がある。

だから、この際、委員会に付託をして、市民の目の届くところで十分な議論を尽くして意見集約をした上で、必要なことについては関係機関に要望の意見を述べるというのが筋だと。

だから、これ多数決で決めるんなら、私だけ反対しますよ。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

山崎議員。

○13番（山崎年一） これは確認をしたいんですが、現在、本会議の開催中でありますして、1名の議員が反対をしたことで採決をとるということについては、私、本会議条例でどういう規定になつとんかいなと思うんですが、1名の議員が発議をして、何人かの賛同者がないとまずいとかそういうことがあったような気がするんですが、本会議条例の中では1名の反対でも採決をとるという条項になつとるのかどうかを確認したくて発言をさせていただいております。

なお、発言通告はしておりませんが、突発事項でございますのでよろしくお願いたします。

○議長（細川雅子） 山本議員の御意見についての問い合わせと思いますが、先ほどの動議とはなっておりませんので、そのところは御理解お願いたします。

討論ございませんか。

児玉議員。

○12番（児玉朋也） 山本議員は委員会に付託しないことで反対するという意見でしたが、私は賛成の討論をしたいと思っております。

先ほども申しましたけれども、委員会では十分に協議をいたしまして、意見も出ておりません。9月20日までに提出するようにと議会運営委員会の中でも再三言っておりますので、皆さんも納得した上での議題だと思っておりますので、賛成です。

以上です。

○議長（細川雅子） 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） ないようですので、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号を原案のとおり決することに、賛成の方は、御起立お願いたします。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21～日程第28（一括上程）

認第5号 平成30年度大竹市一般会計決算

- 認第 6号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計決算
- 認第 7号 平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計決算
- 認第 8号 平成30年度大竹市農業集落排水特別会計決算
- 認第 9号 平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算
- 認第10号 平成30年度大竹市土地造成特別会計決算
- 認第11号 平成30年度大竹市介護保険特別会計決算
- 認第12号 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（細川雅子） 日程第21、認第5号平成30年度大竹市一般会計決算から、日程第28、認第12号平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 認第5号平成30年度大竹市一般会計決算から、認第12号平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件の各会計決算の概要を御説明いたします。

平成30年度の我が国の経済は、昨年夏に相次いだ自然災害により、個人消費や輸出を中心に一時的に押し下げられたものの、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、緩やかな回復基調が続きました。

本市においては、大手企業の減収の影響により法人市民税が減少したことに加え、償却資産の減価償却などの影響により固定資産税も減少したため、市税総額は前年度に比べて減少しております。

市税減少という厳しい状況の中ではありますが、晴海臨海公園整備事業などの建設事業の実施につきましては、防衛省再編交付金を初め、国・県支出金を有効に活用しながら地方債の発行抑制に努めてきたところでございます。

それでは、平成30年度に実施いたしました事業につきまして、重点施策の順に沿って説明いたします。

まず、第1の施策、大竹を愛する人づくりにつきましては、地域を担う人づくり、互いを尊重し支え合う人づくりを推進しました。主な取り組みといたしましては、中学校教育振興事業として、中学校3年生の英語検定の受験に要する費用を助成することで、英語学力の向上や学習意欲の向上を図りました。また、読書活動推進員の配置による読書活動推進事業、学級支援員の配置による学習環境サポート事業などにより、教育環境の充実に努めてまいりました。

第2の施策、生活基盤が整ったまちづくりにつきましては、地域産業の振興、暮らしやすい生活基盤の整備を進めてまいりました。主な取り組みといたしましては、晴海臨海公園整備事業として、遊具広場周辺の舗装広場や周回園路、子供用トイレを備えた公衆トイレを整備し、幅広い年齢層の方が訪れる公園の整備を進めてまいりました。また、大竹駅周辺整備事業として、鉄道事業者と工事の施工に関する協定を締結したほか、駅広場の改

良設計に必要な調査などを行いました。

第3の施策、安全なまちづくりにつきましては、防災・防犯・交通安全の対策、救急・防災体制の充実に取り組みました。主な取り組みといたしましては、公共施設ブロック塀改修事業として、公共施設に設置されているブロック塀の緊急点検を行い、危険性が確認されたブロック塀を撤去するなど改修工事を行いました。また、急傾斜地崩壊対策事業として、市内の急傾斜地崩壊危険箇所の斜面崩壊防止対策工事を行い、安全で住みやすい生活環境の整備に取り組みました。

第4の施策、安心できるまちづくりにつきましては、心が触れ合う福祉の充実、生涯元気な心と体づくりに取り組みました。主な取り組みといたしましては、不妊治療費助成事業として、不妊治療を受けている夫婦に対して特定不妊治療に要する費用を助成することで、経済的な負担を軽減し、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを推進いたしました。

また、障害者支援事業として、旧松ヶ原小学校の校舎を活用して障害者支援施設を運営できる事業者を誘致し、地域における障害者福祉サービスの拠点づくりに取り組んでまいりました。

第5の施策、心にゆとりを感じるまちづくりにつきましては、生涯学習の充実による心の豊かさを育む取り組み、また、環境美化の推進によるきれいで快適なまちづくりに取り組みました。主な取り組みといたしましては、手すき和紙作業所生産設備等改修事業として、手すき和紙生産技術の保存・継承のため、手すき和紙作業所の生産設備の改修や体験学習棟の整備を行いました。

第6の施策、行政・社会の仕組みづくりにつきましては、市民自治の促進、健全な行財政運営の推進に取り組みました。主な取り組みといたしましては、協働のまちづくり推進事業として、市民活動団体が地域の課題解決のためにみずから提案、実施する事業を公募し、助成金を交付することにより、市民活動の自主性の向上を推進してまいりました。また、市役所本庁舎駐車場内に子育て支援関連施設を整備するための財源として、再編交付金をにこにこ子ども基金に積み立てるなど、将来の財政負担に備え、これまでに設置した各種再編交付金基金に積み立てを行いました。

続きまして、平成30年度における各会計決算の概要を御説明いたします。

まず、認第5号平成30年度大竹市一般会計決算から御説明いたします。

一般会計は、当初歳入歳出予算が149億2,460万8,000円でしたが、本庁舎耐震改修事業などの繰り越し分の増加や補正予算による増加により、最終予算の総額は158億3,607万円となり、当初予算と比べますと6.1%の増加となりました。歳入総額は143億8,633万5,981円で、予算に対して90.8%の収入割合となっております。一方、歳出総額は143億3,307万4,601円となり、執行率は90.5%となっております。

この結果、当年度の形式収支は5,326万1,380円の黒字となり、翌年度への繰越事業費に充てる4,533万5,600円を差し引いた残額792万5,780円が、平成30年度の実質収支黒字額となりました。

なお、この歳計剰余金につきましては、500万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り292万5,780円を令和元年度へ繰り越しい

たしております。

歳入歳出のそれぞれの数字につきましては、決算書及び附属資料としての主要事業報告書に、詳細を記してございますので省略させていただきます。

次に、認第6号平成30年度大竹市国民健康保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額34億6,619万6,855円に対し、歳出総額34億6,169万9,654円となり、形式収支及び実質収支は449万7,201円の黒字となりました。この会計の歳入は、保険料、県支出金のほか一般会計からの繰入金などで、歳出は保険給付費、保健事業費などでございます。

歳計剰余金については、230万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、国保財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り219万7,201円を令和元年度へ繰り越しいたしました。

次に、認第7号平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額ともに2,745万8,114円となりました。この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、阿多田地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

続いて、認第8号平成30年度大竹市農業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額ともに4,157万1,914円となりました。この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、栗谷地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

次に、認第9号平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額7,758万983円に対し、歳出総額4,799万1,127円となり、形式収支及び実質収支は2,958万9,856円の黒字となりました。この会計の歳入は、港湾施設使用料や県支出金で、歳出は、施設の維持管理経費などでございます。

次に、認第10号平成30年度大竹市土地造成特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額6億2,981万6,221円に対し、歳出総額11億6,019万3,592円となり、差し引き5億3,037万7,371円の歳入不足となりました。この歳入不足額につきまして、翌年度の歳入を繰り上げて充用いたしております。この会計の歳入は、土地売払収入や一般会計からの繰入金で、歳出は、晴海海面埋立地及び阿多田海面埋立地並びに小方ヶ丘等の維持管理経費などでございます。

次に、認第11号平成30年度大竹市介護保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額25億7,828万6,241円に対し、歳出総額24億7,419万3,584円となり、形式収支及び実質収支は1億409万2,657円の黒字となりました。この会計の歳入は、保険料、国・県支出金、支払基金交付金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、保険給付費、地域支援事業費などでございます。歳計剰余金については、5,761万4,940円を地方自治法第233条の2の規定に基づき介護給付費準備基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り4,647万7,717円を令和元年度へ繰り越しいたしました。

最後に、認第12号平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額 4 億 6,070 万 5,450 円に対し、歳出総額 4 億 5,756 万 7,250 円となり、形式収支及び実質収支は 313 万 8,200 円の黒字となっております。この会計の歳入は、保険料、一般会計からの繰入金などで、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金などでございます。

以上が、平成 30 年度の各会計における、決算の概要でございます。

次に、平成 30 年度決算につきまして、普通会計の地方財政状況調査の概略を御説明いたします。

歳入総額 143 億 1,446 万 8,000 円に対し、歳出総額は 142 億 3,161 万 7,000 円となっております。4,533 万 6,000 円の翌年度繰越財源を差し引き、実質収支額は 3,751 万 5,000 円の黒字となっております。

性質別歳出についてみると、人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は前年度と比べ 1 億 6,008 万 1,000 円減の 63 億 6,702 万 6,000 円となっております。平成 14 年度に発行したごみ固形燃料化施設建設事業債の償還が終了したことなどにより、公債費が 1 億 5,836 万 3,000 円減少したことによるものでございます。投資的経費は、可燃ごみ広域処理事業負担金が増加したことなどにより、前年度と比べ 5 億 7,048 万 7,000 円増の 27 億 1,356 万 5,000 円となっております。

なお、平成 30 年度末の地方債残高は 213 億 9,120 万 6,000 円となり、前年度末に比べ 6 億 7,054 万 6,000 円増加しております。

経常経費に地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度充てられているかを示す経常収支比率は、前年度に比べ 0.8 ポイント増の 98.1% となっております。

本市においては、これまでにさまざまな行財政改革に取り組んでまいりましたが、ふえ続ける社会保障費を捻出するためには、歳入確保のみでは賸り切れません。市の所有する施設について、効率的な人員配置や機能の集約など、施設のあり方を検討するなど、効率的で持続可能な財政運営に努め、市民の皆様が願う、笑顔・元気・かがやく大竹の実現に向け、よいまちづくりに取り組んでまいります。

議員の皆様方におかれましては、各会計の決算につきまして、十分なる御審議をいただき、御承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（細川雅子） この際、監査委員から決算審査の報告を求めます。

監査委員。

〔監査委員 薬師寺基夫 登壇〕

○監査委員（薬師寺基夫） 代表監査委員の薬師寺でございます。

監査委員を代表いたしまして、平成 30 年度大竹市一般会計決算及び特別会計決算の審査の概要につきまして御説明いたします。

お手元でございます。決算審査意見書の 1 ページから 2 ページをごらんください。

本審査は、地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づきまして、市長から審査に付されたものであり、令和元年 8 月 19 日から 8 月 29 日までの期間で行いました。

市長から送付されました各会計の決算書及び事項別明細書、並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書が関係法令に適合して調整されているかを確認し、それらの計数を会計管理者保管の諸帳簿及び証書類と照合するとともに、予算の執行が最小の経費で最大

の効果を上げるように運営されているかといった視点からも慎重に審査いたしました。

その結果、審査に付されました各会計の決算書及び附属書類は、いずれも地方自治法及び関係法令に準拠して調製されており、かつそれらの計数は、関係する諸帳簿及び証書類と符合して正確であることを認めております。

それでは、審査の概要につきまして、本意見書に沿って御説明させていただきます。

初めに、一般会計と特別会計全体の決算規模につきまして、意見書3ページをごらんください。

第1表、決算額の推移の30年度の項目をごらんいただきますと、当年度の決算総額は、歳入216億6,795万2,000円、歳出220億375万円となり、歳入歳出の差し引き額は3億3,579万8,000円の赤字となっております。

決算収支の状況でございますが、意見書4ページをお開きください。

第2表の決算収支の状況で示すように、形式収支から翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は3億8,113万4,000円の赤字となっております。単年度収支につきましては、9,911万6,000円の黒字となっております。

次に、意見書5ページに移りまして、第4表の会計別歳入の収納状況をごらんください。

当年度の不納欠損額につきまして、一般会計761万2,000円は、前年度と比べますと317万7,000円の減となり、特別会計全体で1,844万8,000円は、前年度と比べますと、853万4,000円の増となっております。

収入未済額につきましては、一般会計2億121万3,000円は、前年度と比べますと103万9,000円の減、特別会計全体で1億1,096万円は、前年度と比べますと1,250万5,000円の減となっております。収納率につきましては、一般会計98.6%と特別会計全体で98.3%は、いずれも前年度と比べますと0.1ポイント上回っております。

次に、市債現在高の状況につきましては、意見書7ページをごらんください。

第7表、市債現在高の前年度比較をごらんいただきますと、当年度末の現在高は261億4,960万1,000円となっております。この内訳といたしましては、一般会計が213億9,120万6,000円、特別会計では、3つの会計を合わせまして47億5,839万5,000円となっており、前年度と比較しますと、全ての会計で1億2,636万7,000円の増加となっております。

続きまして、財政状況につきましては、意見書の8ページをお開きください。

第8表の財政状況の推移をごらんいただきますと、普通会計における実質収支比率は、当年度の比率が0.5%となりまして、前年度と比べ0.1ポイント低くなっております。財政力指数につきましては、当年度の指数が0.84となりまして、前年度を0.02ポイント上回りました。

次に、経常収支比率につきましては、当年度の比率が98.1%となりまして、前年度と比べますと0.8ポイント高くなっております。

公債費比率につきましては、当年度の比率が15.8%となり、前年度と比べますと2.2ポイント改善されております。

最後に、実質公債費比率につきましては、当年度の比率が16.6%となりまして、前年度と比べますと0.1ポイント下回りました。

それでは、続きまして一般会計と特別会計それぞれの決算状況を御説明いたします。  
意見書10ページをお開きください。

第9表の一般会計決算収支の状況をごらんいただきますと、一般会計の決算額といたしまして、歳入総額が143億8,633万6,000円、歳出総額が143億3,307万5,000円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は5,326万1,000円の黒字となっております。翌年度への繰越財源4,533万6,000円を差し引いた実質収支は792万6,000円の黒字となっております。

一般会計の歳入決算の状況につきましては、意見書11ページをお開きいただきまして、第10表の自主財源と依存財源の年度比較をごらんください。

自主財源につきましては、財政調整基金などの繰入金が増加したものの、市税や諸収入などの減少により、前年度と比べて4億8,146万2,000円減少しております。依存財源につきましては、国庫支出金が増加したものの、市債が増加したため、前年度と比べて4億5,814万1,000円の増加となっております。

個別の歳入決算の状況につきましては、意見書13ページから23ページに記しておりますので、そちらをごらんください。

次に、一般会計の歳出決算の状況につきましては、意見書25ページをお開きください。

第31表、款別の前年度比較をごらんいただきますと、歳出決算の全体では、前年度と比べまして3,731万5,000円減少しております。内訳を見ますと、衛生費9億9,300万7,000円のほか、総務費と災害復旧費がそれぞれ増加したものの、土木費がマイナス12億4,348万9,000円、公債費がマイナス1億5,836万3,000円など、それぞれ減少したことが主な要因となっております。

なお、個別の歳出決算の状況につきましては、意見書28ページから36ページに記しておりますので、そちらを御参照いただきたいと思います。

続きまして、特別会計の決算状況を御説明したいと思います。

意見書37ページをお開きください。

第45表、特別会計決算収支の状況をごらんいただきますと、特別会計全体の決算額は、歳入72億8,161万6,000円、歳出76億7,067万5,000円であり、形式収支・実質収支ともに3億8,905万9,000円の赤字となっております。前年度と比較してみますと、歳入が1億4,588万1,000円、歳出が2億5,783万2,000円それぞれ減少しております。その主な要因といたしましては、土地造成特別会計の歳入・歳出がそれぞれ増加したものの、国民健康保険特別会計の歳入・歳出がそれぞれ、それを上回って減少に転じたことによるものであります。

個別の歳入歳出決算の状況につきましては、意見書38ページをお開きいただきまして、第46表、特別会計の会計別決算収支の状況をごらんいただきますとともに、個別の会計につきましては、意見書39ページから47ページをごらんください。

以上が、一般会計決算及び特別会計決算の審査の概要でございます。

最後に結びといたしまして、意見書52ページから53ページをお開きいただきますと、本審査を総括した意見を述べております。2段落目からごらんいただきます。

平成30年度の一般会計における歳入の状況につきましては、主要な自主財源であります

市税全体で前年度から1億4,532万7,000円、率にして2.6%減収となっております。その主な要因といたしましては、大手企業の減益等の影響による市民税法人税割の減収に加えて、前年度に計上されました市内企業の大規模設備投資の減価償却による固定資産税の償却資産分の減収及び評価がえによる見直し等によるものであります。

なお、当年度の市税収納率97.3%は、前年度から、おおむね横ばいであり、県内14市の平均収納率と同程度となっております。

続きまして、保育料の収納状況を見ますと、収納率96.3%は、前年度に比べますと0.8ポイント上昇しております。平成26年度の収納率93.1%と比較しますと3.2ポイント上昇しております。これは、児童手当からの特別徴収制度の活用と積極的な滞納整理の成果として評価したいと思います。

基金残高の推移を見ますと、財政調整基金は、当年度の財源不足を埋めるため、5年ぶりに1億5,000万円を取り崩したものの、その他特定目的基金への積み立てなど、将来にわたる財政負担に備えた取り組みが伺えます。特に、地方創生事業基金につきましては、ふるさと納税寄附金が、前年度比で15.4%増収の高い水準を保つなど、同基金への積立額も順調に増加しております。引き続き、職員全体で創意工夫して貴重な自主財源の確保に取り組まれることを要望しております。

また、歳入増の取り組みの結果といたしまして、特別交付税の交付実績の顕著な伸びが見られます。平成30年度交付額4億6,719万6,000円は、平成17年度に比べ、増加額は2億4,718万7,000円、増加率が112.4%、つまり2倍強となりますが、毎年増額を続けております。今後も、増額に向けた取り組みを継続されることを要望しております。

次に、歳出を見ますと、投資的経費が前年度と比較しますと5億7,048万7,000円、率にしますと26.6%増加し、そのうち普通建設事業費が4億2,091万2,000円、率にしますと19.7%を占めております。当年度におきましては、可燃ごみ広域処理事業に対する負担金や可燃ごみ広域処理中継施設整備事業など、第五次大竹市総合計画、わがまちプランの基本目標であります、生活基盤が整ったまちの実現に向けた積極的な取り組みが伺えます。

なお、後年度には、大竹駅周辺整備事業や本庁舎耐震改修事業、大竹会館改築等事業など、普通建設事業費の増大が予想されており、真に必要な公共サービスが提供できているかといった視点も踏まえて、バランスのとれた中・長期的に安定した財政運営が求められるところでございます。

続きまして、当年度の特別会計の決算額におきましては、先に述べましたとおり、実質収支が3億8,905万9,000円の赤字決算となりましたものの、前年度からは1億1,195万1,000円、率にしますと22.3%ほど改善されております。決算総額の減少要因の一つとしましては、国民健康保険特別会計の歳入歳出がそれぞれ減少したことが挙げられます。これは、平成30年度から国民健康保険事業が県単位化され、財政運営の主体が広島県に移行したためであります。また、国民健康保険料の収納状況につきましては、少子化の影響に加えて、社会保険の適用拡大により被保険者数が減少傾向となったことで、保険料が減収となっているものであります。今後、広島県国民健康保険運営方針に定められた具体的な取り組みに基づき、広域的かつ効率的な保険事務を進めることで、財政収支の改善に取り

組んでいくことが求められます。

さて、本市におきましては、将来見込まれる大型事業に備えた予算編成のため、基金を取り崩さない財政運営を予算の執行方針としており、その執行に当たっては、継続して仕事のあり方を点検し、効率的かつ効果的な執行に努めるとともに、より一層の予算の節減に取り組まれてきました。当年度は、わがまちプラン後期基本計画の中間年に当たり、仕上げの時期に近づいてきております。よいまちの実現のためには、事業の目的達成に向けて、常に指標を意識しながら、予算の範囲内で着実かつ効率的な執行が求められます。今後、より一層健全な財政規律が求められる中であっても、住みたい、住んでよかったと感じるまちの実現に向けて、具体的な施策や事業の着実な進捗を求めるものであります。

以上で、平成30年度一般会計及び特別会計決算審査の概要と意見についての説明を終わります。

○議長（細川雅子） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件につきましては、委員8名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本8件につきましては、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査と決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、3番、原田孝徳議員、4番、小中真樹雄議員、5番、中川智之議員、7番、賀屋幸治議員、9番、西村一啓議員、12番、児玉朋也議員、14番、日域究議員、15番、寺岡公章議員の8名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29 報告第5号 平成30年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（細川雅子） 日程第29、報告第5号平成30年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案者から説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 吉岡和範 登壇〕

○総務部長（吉岡和範） 報告第5号平成30年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政の健全性に関す

る比率を報告するものでございます。

別冊の平成30年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率報告書をごらんいただければと思います。

1 ページに平成30年度決算における大竹市の健全化判断比率を記載しております。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字額がないため記載すべき数値がございません。実質公債費比率は16.6%となっており、平成29年度決算における比率と比較いたしまして、0.1ポイントの減少となっております。将来負担比率は167.8%でございます。一般会計の地方債残高は増加したものの、公営企業の地方債残高が減少したことや、将来負担額から差し引かれる基準財政需要額算入見込額が増加したため、平成29年度決算における比率からの増減はございませんでした。4つの健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準以下となっております。それぞれの比率の計算根拠につきましては、報告書の2ページから5ページに記載をしております。

次に、報告書の6ページをごらんください。

平成30年度決算における公営企業ごとの資金不足比率を記載しております。

水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、漁業集落排水特別会計及び土地造成特別会計の全ての会計におきまして、資金不足額がないため、記載すべき数値はございません。資金不足比率の計算根拠は、報告書の7ページから9ページに記載しております。

なお、監査委員の審査意見書を添付しておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、報告第5号平成30年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わります。

○議長（細川雅子） 本件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどといたします。

~~~~~○~~~~~

11時57分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

日程第30 令和元年決議案第2号 基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議について

○議長（細川雅子） 日程第30、令和元年決議案第2号基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、児玉朋也議員。12番。

[議会運営委員長 児玉朋也 登壇]

○議会運営委員長（児玉朋也） 決議案第2号基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

平成18年に閣議決定された在日米軍等再編計画に基づき、空母艦載機等の岩国基地への移駐が決定され、平成26年7月の空中給油機の移駐に始まり、平成30年3月には、全ての航空機部隊の移駐が完了しました。移駐後、岩国基地の航空機数は極東最大級となり、騒音被害の増大や事件・事故への不安など、依然として本市へ多大な影響が懸念されています。

このような状況の中、市民の安心で安全な住環境を守るためにも 岩国基地周辺対策について協議を行うため、特別委員会を設置するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

皆様方の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております令和元年決議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

この際、基地周辺対策特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第2 基地周辺対策特別委員会委員の選任について

○議長（細川雅子） 追加日程第2、基地周辺対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

基地周辺対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、3番、原田孝徳議員、5番、中川智之議員、7番、賀屋幸治議員、9番、

西村一啓議員、10番、和田芳弘議員、11番、網谷芳孝議員、12番、児玉朋也議員、16番、山本孝三議員の8名を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は、基地周辺対策特別委員会に出席し、発言できることといたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 令和元年決議案第3号 議会改革特別委員会の設置に関する決議について

○議長（細川雅子） 日程第31、令和元年決議案第3号議会改革特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、児玉朋也議員。12番。

〔議会運営委員長 児玉朋也 登壇〕

○議会運営委員長（児玉朋也） 決議案第3号議会改革特別委員会の設置に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年8月に執行された大竹市議会議員一般選挙は、市政施行以来、初の無投票となり、議員のなり手不足が本市議会の大きな課題として明らかになりました。また、人口減少や少子高齢化を初め、社会経済情勢等の変化により、新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するためには、継続的な議会改革が必要と考えられます。

こうした現状を踏まえ、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に信頼される議会を目指し、民主的な市政の発展と議会の活性化につながる議会改革の推進について検討するため、本市議会に特別委員会を設置するものです。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

皆様方の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております令和元年決議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

この際、議会改革特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第3 議会改革特別委員会委員の選任について

○議長（細川雅子） 追加日程第3、議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、2番、藤川和弘議員、4番、小中真樹雄議員、6番、小田上尚典議員、9番、西村一啓議員、11番、網谷芳孝議員、13番、山崎年一議員、14番、日域 究議員、15番、寺岡公章議員の8名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第32 令和元年陳情第1号 大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソーラーパネル）発電所建設計画反対に関する陳情

○議長（細川雅子） 日程第32、令和元年陳情第1号大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソーラーパネル）発電所建設計画反対に関する陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和元年陳情第1号は、総務文教委員会に付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、令和元年陳情第1号は、総務文教委員会に付託の上、閉会中の継続審査と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第33 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（細川雅子） 日程第33、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

両常任委員長から、管内の視察、また委員会の所管事務について、先進地の事例を調査

研究するため、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第34 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（細川雅子） 日程第34、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、請願・陳情等の処理に関する事項、議長の諮問に関する事項について、議員の任期中、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知をいたします。

本日、本会議終了後、第一委員会室において、正副委員長互選などのため、決算特別委員会を、その終了後、基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会を開催いたします。関係者は、お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市議会9月定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方が市議会議員に当選されまして、初めて開かれた市議会で行われました。正副議長の選出を初めとします人事も無事に終えられ、ここに新しい議会体制が生まれ、今後の大竹市政にとりましてまことに御同慶にたえないところでございます。

また、このたびは、御提案申し上げました案件を終始熱心に、慎重に御審議いただきま

して、いずれも原案のとおり議決あるいは認定、同意を賜りました。ここに厚く御礼を申し上げます。

会議中、議員の皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

今後も支える世代が減少し、支えられる世代が増加する社会情勢の中で、厳しい市政運営を余儀なくされるところではございますが、市民の皆様が幸せを感じながら暮らすことのできる笑顔・元気・かがやく大竹となりますように、市民の皆様、議会の皆様のお力添えをいただきながら、お互いの信頼のもとに誠心誠意努力をし続けてまいる所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、今後とも、格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます

これから秋も深まる中、何かと御多忙とは存じますが、健康には十分留意され、市政の推進に御尽力賜りますよう心からお願い申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） これにて本日の会議を閉じ、第3回大竹市議会定例会を閉会いたします。

13時13分 閉会

(元. 9. 27)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月27日

大竹市議会議長 細 川 雅 子

大竹市議会議員 北 地 範 久

大竹市議会議員 西 村 一 啓